

改正

平成23年3月31日

平成24年4月1日

平成26年9月30日要綱第82号

周南市第三セクター等経営評価検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の第三セクター等の今後のあり方、経営状況等について、専門的視点及び客観的視点から評価、分析、助言等を行うことにより、第三セクター等の効率化及び経営健全化並びに市の行財政運営の効率化を図ることを目的として、周南市第三セクター等経営評価検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(第三セクター等の範囲)

第2条 この要綱における第三セクター等の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 周南市が25パーセント以上を出資又は出えんしている法人
- (2) 周南市が損失補償等の財政援助を行っている法人
- (3) 周南市がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人
- (4) その他市長が特に必要と認めた法人その他の団体又は市の会計

(評価検討の対象)

第3条 委員会において評価検討を行う対象となる第三セクター等は、前条各号に該当する第三セクター等とする。ただし、当該第三セクター等のうち、統合若しくは廃止の予定があるもの又は他の制度等により経営状況等の評価検討が行われているもの若しくは行われる予定があるもので、改めて評価検討を行う必要がないと市長が認めるものについては対象としないことができる。

(委員会の所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第三セクター等の改革方針の策定に対する助言に関すること。
- (2) 第三セクター等の経営状況の評価、分析、助言等に関すること。
- (3) 第三セクター等の経営改革の推進に係る専門的助言に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第三セクター等の改革に関する取組全般に係る専門的助言に関すること。

(組織)

第5条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 企業の経営又は会計に関する知識を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じ補欠委員を選任した場合の当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(情報の提供)

第9条 第三セクター等及び第三セクター等を所管する各課等の長は、委員会が行う経営状況等の評価・検討に必要な各種情報の提供に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、行政改革担当課が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月6日から施行する。ただし、第2条第9号の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日要綱第82号）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。